

豊臣秀吉と堺の代官について

渋谷 一成

織田信長が天正一〇（一五八二）年六月の本能寺の変によって亡くなったのち、新たに天下人となった豊臣秀吉は、信長と同じように堺の町に代官をおいて支配を行った。当初秀吉は、信長の任命した松井友閑をそのまま堺代官（政所）としていたが、やがて天正一四年（一五八六）六月には罷免され、自らの腹心ともいえる人物を代官に登用するようになる。

豊臣政権の堺代官は、織田政権期の松井友閑がそうであったように一名のみではなく、二名を定員とした「表上」。その一方を担ったのは小西立佐であり、ついでその子の如清がその地位を継いだ。兩名は小西行長の父と兄にあたる。また、石田三成の父正継、ついで兄正澄も父子で堺代官の地位を引き継いだ。小西父子については、近年鳥津亮二氏の研究によりその事績や豊臣政権の中での役割への評価が新たにされている。本稿でも先行研究に学びつつ、彼らの活動を知ることができる史料を紹介したい。

まず小西立佐については、堺の小西一族の出身と考えられる商人で、キリシタンとしてイエズス会と権力者との仲介役のような役割を果たした人物であること、九州との貿易ルートをもつ日比屋氏と婚姻関係で強いつながりをもつことなどが明らかにされてきた。秀吉のもとでの活動は、天正八（一五八〇）年に播磨国の網干に赴いているのがその初見とされる。

子息の行長もこのころ秀吉に仕え、室津や小豆島の代官を務めた。行長のこうした性格の活動を伝える史料の一つとして、天正一三年に比定される「小西行長書状」〔挿図1〕がある。本文書は行長が秀吉近臣の宮城豊盛に対し、塩飽諸島や直島での船の調達状況について報告したものである。秀吉のもとで、瀬戸内海での物資の補給・輸送・調達に携わる小西父子の役割が窺える史料である。

立佐の堺代官としての活動はイエズス会の年報や書簡に多く記録されるが、地元に残る一次史料のなかでは、天正一六（一五八八）年二月二〇日付の「石田正継塩風呂掟書」〔本書27頁、20〕がその早い段階での活動を伝えるとされる。塩風呂とは、海水を沸かした風呂をいう。現在の堺区の宿院交差点付近に位置し、その場所は「元禄二年堺大絵図」にも示されている〔挿図2〕。この場所は文亀二（一五〇二）年に当時の持ち主であった八万貫屋妙徳により大阿弥陀経寺（旭蓮社）に寄進され、それ以降、同寺の管理下にあった。江戸時代には付近は「塩風呂町」と呼ばれていた。

この掟書の制定者は、石田三成の父正継であるが、文中に「殊立佐西国下向付て不相談候条、雖如何候」という文言があるので、立佐と二人体制（兩名の合議）で堺代官の仕事が行われていたことが分かる。

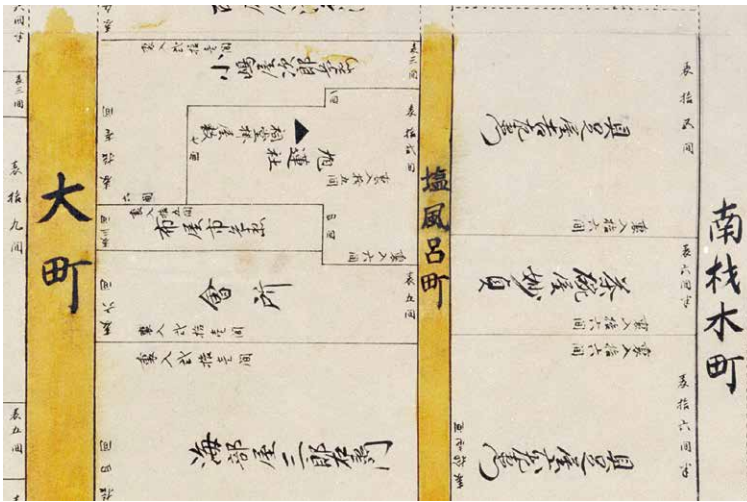
この掟書は、他国からも入湯者のある塩風呂において、留風呂（風呂を一定期間貸し切ること）についての一定のルールを定めるものである。不特定多数の人々が利用する塩風呂という、多分に公共的な場所の秩序維持への堺代官の積極的な姿勢が窺える。

なお、大阿弥陀経寺には、文禄二（一五九三）年閏九月一七日付の秀吉朱印状〔本書28頁、22〕が出されており、大阿弥陀経寺境内の寄宿（寺外の者が宿所等として接取すること）が禁じられ、塩風呂へは様々な税の賦課が免除されていた。豊臣政権が塩風呂を庇護する方針をとっていたことが分かる。

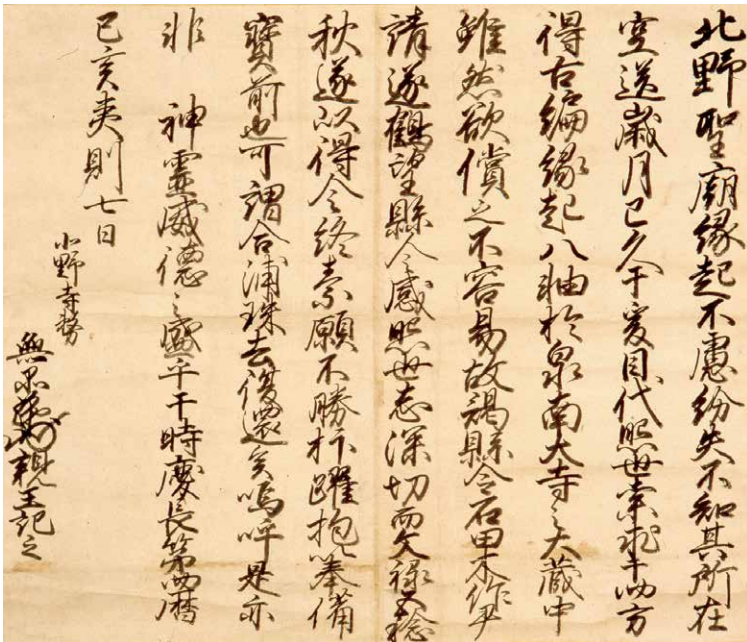
堺の地元に残る史料では、開口神社文書のなかの天正二〇（一五九二）年五月二九日付「豊臣秀吉朱印状」〔本書30頁、25〕にも富田清左衛門（政澄）と並んで「小西和泉法眼」すなわち立佐の名がみえる。こちらは堺の「十六ヶ寺」宛に、文禄の役に際して「十六ヶ寺」が行った陣中見舞いに対して、謝意を



挿図1 小西行長書状（天正13年）8月2日付
（永雲院文書、京都市歴史資料館蔵、京都市指定文化財）



挿図2 塩風呂町付近（堺大絵図模写本、堺市博物館蔵）



挿図3 「曼殊院宮良恕法親王聖廟根本縁起加筆奥書」自筆写（開口神社蔵）

示す内容のものである。「十六ヶ寺」とは、天正一四年七月に秀吉により寺領の寄付をうけた堺の一六の寺院を指す。これらの寺院は江戸時代にも引き続き代々の將軍の朱印状によって寺領が安堵されていく。近世に朱印状を与えられていた寺院は左記の一八の寺院であった。

念仏寺・常樂寺・向泉寺・光明院・南宗寺・禪通寺・海会寺・大安寺・

北御坊（西本願寺堺別院）・妙國寺・顯本寺・旭蓮社（大阿弥陀經寺）・

極樂寺・北十萬・引接寺・櫛笥寺・經王寺・金光寺

一六ヶ寺宛の文書が開口神社文書のなかに含まれるのは、当時一六ヶ寺の代表者が、開口神社の神宮寺である念仏寺であったためかと思われる。

小西立佐は天正二〇（一五九二）年の九月に没し、その後、その子である如清が堺奉行を務めている。如清とともに奉行を務めたのが、先述した石田正継の子で、三成の兄にあたる正澄であった。正澄の在任中の実績が分かるものとしては、慶長四（一五九九）年七月の「曼殊院宮良恕法親王聖廟根本

縁起加筆奥書自筆写」挿図3、開口神社蔵」が注目される。「聖廟根本縁起」とは、国宝に指定されている北野天神縁起」（承久本）を指す。この史料は当時北野社の別当であった曼殊院宮良恕法親王が、承久本の縁起絵巻の第一巻の末尾に付加した奥書を法親王自身が書き写したものである。奥書には次のように記されている。

北野聖廟縁起不慮紛失、不知其所在、空送歲月已久、于爰目代照世索求于四方、得古編縁起八軸於泉南大寺之大藏中、雖然欲償之不容易、故請県令石田木作尹、請遂鶴望、県人之感照世志深切、而文禄五稔秋、遂以得令終素願、不勝朴躍、抱以奉備宝前也、可謂、合浦珠去復還矣、嗚呼、是亦非神靈威德之盛乎、于時慶長第四曆己亥夷則七日、

北野寺務

無品（花押）親王記之

右を要約すると、承久本は長らく北野社の外に出て所在が分からない状態

であったが、やがて堺の念仏寺にあることがわかった。そこで「石田木作尹」（石田正澄）の尽力により文禄五（一五九六）年の秋に取り戻すことができたという内容である。

なお、文書等で明記された伝承ではないものの、このとき縁起を返却した代わりに、念仏寺には土佐信実または光信筆という道真画像が送られたと伝わる。この画像は現在所在不明であるが、中野慎之氏のご教示により、戦前の出版物に写真「挿図4」が掲載されていることがわかり、その像容を窺い知ることができる。

以上、簡潔ではあるが豊臣政権期の堺代官の動向を堺の地元の史料から紹介した。塩風呂については、都市における公共性と秩序維持の様相が、北野社の縁起絵巻にまつわる逸話については、さまざまなことから集まってきた、中世の堺の豊かさが象徴的に示されているといえる。中世の堺が、どのような性格の都市であったかを考える上でもたいへん興味深い事例であるといえよう。

（堺市博物館 学芸員）



挿図4 菅原道真画像
（『日本肖像画図録』所載、国立国会図書館デジタルコレクションより）

〔主要参考文献〕

- ・朝尾直弘「織豊期の堺代官」『朝尾直弘著作集』第二巻 岩波書店 二〇〇四年（初出は一九七六年）
- ・京都国立博物館「北野天満宮神宝展」二〇〇一年
- ・堺市『堺市史 続編』第一巻 堺市役所 一九七二年
- ・堺市博物館『都市の信仰史』一九八二年
- ・堺市博物館『堺の町探訪―寺町の文化財―』二〇〇六年
- ・堺市博物館『堺奉行の新資料―いま描かれる豊かな都市像―』二〇一三年
- ・堺市博物館『大寺さん―信仰のかたちをたどる―』二〇一九年
- ・渋谷一成「史料紹介 大阿弥陀経寺蔵「石田正継塩風呂掟書」」『堺市博物館研究報告』三二二号 二〇一三年
- ・竹本千鶴「松井友閑論」『織豊期の茶会と政治』思文閣出版 二〇〇六年（初出は二〇〇〇年）
- ・鳥津亮二「小西行長―「抹殺」されたキリシタン大名の実像」八木書店 二〇一〇年
- ・鳥津亮二「小西立佐・如清の生涯と史料」『堺市博物館研究報告』三三三号 二〇一四年
- ・奈良帝室博物館編『日本肖像画図録』便利堂 一九三八年

年代 代官名	天正 14 年 (1586)	天正 16 年 (1588)	天正 20 年 (1592、文禄元年)	文禄 5 年 (1596)	慶長 5 年 (1600)
松井友閑 (生没年未詳)	① ~天正 14 年 6 月 罷免				
石田三成 (1560 ~ 1600)	■ → ?				
小西立佐 (? ~ 1592)	■ ② ③				
石田正繼 (? ~ 1600)		? ← ② → ?			
富田政澄 (生没年未詳)			? ← ③ → ?		
小西如清 (生没年未詳)				■ 慶長 5 年 9 月 関ヶ原の戦い	
石田正澄 (? ~ 1600)				? ← ④ → ?	

表 1 豊臣政権期の堺代官 ※朝尾論文、鳥津論文を参照して作成。

■ イエズス会関係資料等を参照した推定在任期間（前後の期間が未詳の場合は「？」とした）

日本側の史料から在任が確認できる時点

- ①多聞院日記（天正 14 年 6 月 14 日）
- ②塩風呂掟書（天正 16 年 12 月）
- ③十六ヶ寺宛秀吉朱印状（天正 20 年 5 月）
- ④曼殊院宮良恕法親王自筆奥書写（正澄に仲介を依頼：文禄 5 年秋）

豊臣秀吉と堺

発行日 令和三年五月二十九日

編集・発行 堺市博物館

〒五九〇一〇八〇二

大阪府堺市堺区百舌鳥夕雲町二丁目 大仙公園内

電話〇七二一二四五一六二〇一

デザイン

堀内仁美

印刷・製本

株式会社イチャ写真製版

株式会社サンエムカラー

堺市配架資料番号 1・L4・21・0102